吾妻　幹廣　廣田　保祐
正六位に叙する（各通）
（宮城県警部）
立花　茂　西園　勝己
平田　公明　村田　一仁
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する（以上七月三十一日）
熊野　廣行
蓑田　雄吉
従五位に叙する（各通）
小林　市郎
正六位に叙する（各通）
岩田　稔　小野　勲
佐澤　正剛　塩田　忠
長田　浩樹　東田　茂
従六位に叙する（各通）
阪本　幸男　佐藤　尚義
（山梨県巡査部長）
正七位に叙する（各通）
従七位に叙する（以上八月一日）
（宮崎大学名誉教授）
正四位に叙する
（三重大学名誉教授）
従四位に叙する
二宮　仁太　松井　公一
従五位に叙する（各通）
中島　宏　仲底　長幸
正六位に叙する（各通）
佐藤　年郎　篠原　敏夫
田川　学　谷木　靜雄
中矢　力　古屋　龍悦
従六位に叙する（各通）
難波　清武
正七位に叙する（各通）
飯干　修治
原田　誠一
従七位に叙する（各通）（以上八月二日）
正七位に叙する（八月四日）
正七位に叙する（八月五日）
正七位に叙する（八月六日）
（北海道議会議員）
従七位に叙する（各通）（八月十日）

山形　尚之
小松　一孝
紺野　広行
野地　一郎
森西　敏文
山本　金次
社本　宮明
八島　光雄
本多　正
小屋　重紀
田部井勝一
船山　景正
矢崎　文章
佐藤　寿彦
名和　行文
作野　史朗
宮本　勝利
日高　上
杉谷　登
常　隆之
吉村　友孝
中西　哲史
安塚　和
中村　文俊
小金井一男
島　光雄
清水　拓也
宮部　幸広

○叙勲

旭日単光章を授ける（七月三十日）
柏谷　美春
旭日双光章を授ける（各通）
常　隆之　中矢　力
旭日双光章を授ける（各通）
安藤巳喜夫　熊野　庄悟　篠塚　勲緒
高岡　亨　中村　稔
旭日単光章を授ける（各通）（以上八月二日）
（北海道議会議員）
清水　拓也
旭日小綬章を授ける（八月十日）
土手　義孝
瑞宝小綬章を授ける
新屋敷信八郎　石徹白直久　尾形　孝
田中　哲浩　原　博康　増田　辰男
三上　孝子　山田　照雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
今村　勝治　大沢　勝司
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月三十日）
（検察事務官）
吉田由喜雄
瑞宝小綬章を授ける
安樂　和久　扇谷　志朗　平田　公明
廣田　保祐　村田　一仁
瑞宝双光章を授ける（各通）
（宮城県警部）
一倉　時次
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月三十一日）
西園　勝己　紺野　広行
熊野　廣行　小屋　重紀　阪本　幸男
田部井勝一　長田　浩樹　本多　正
蓑田　雄吉　八島　光雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
岡田　洋海
瑞宝単光章を授ける（以上八月一日）
（宮崎大学名誉教授）
名和　行文
瑞宝中綬章を授ける
難波　清武
瑞宝双光章を授ける
佐藤　年郎　中西　哲史
飯干　修治
安塚　和　吉村　友孝
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二日）
小金井一男
瑞宝単光章を授ける（八月五日）
島　光雄
瑞宝単光章を授ける（八月六日）
宮部　幸広
瑞宝双光章を授ける（八月十日）

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年九月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月八日　近畿地方整備局長　小林賢太郎

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十二号
(三) 占用を制限する区域　区域備考
有田市辻堂字中筋四六八番一から同市辻堂字中筋四七四番まで
(四) 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日
令和八年九月二十九日
(七) 図面縦覧場所
近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

山口労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、山口県最低賃金（昭和55年山口労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和８年９月８日

山口労働局長　鈴木　輝美

第４号中「１時間1,043円」を「１時間1,101円」に改める。

法務省告示配第四三十一号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、インドにおいて弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和八年九月八日　法務大臣　平口　洋

氏名　パナﾐ　アマン
生年月日　千九百九十二年九月十八日

公告

諸事項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　エヌエーアセット株式会社
2．住所　愛知県名古屋市千種区星が丘元町15番14号　星ヶ丘パークビル４階
3．代表者の氏名　代表取締役　幸田　典久
4．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
5．上記の者（登録番号東海財務局長（金商）第169号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、令和９年３月８日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて東海財務局理財部証券監督課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和８年９月８日　東海財務局長　吉田　昭彦